

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

1 開会

司会（染谷課長）

皆さん、こんにちは。

本日は公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第2回久喜市青少年問題協議会を始めさせていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、子ども未来課長の染谷でございます。よろしくお願いいたします。

本協議会では、久喜市青少年問題協議会条例第8条第2項の規定により、会議の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は委員15名のうち9名の方にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、大鹿副会長、大澤委員、松本委員、山田委員、大森委員、山中委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

会議の公開でございますが、久喜市では審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますことから、本協議会も傍聴を希望される方がおりました場合は、対応させていただきますので、ご了解をいただきたいと存じます。

また、この会議の内容につきましては会議録を作成するため、録音させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。ご発言の際にはマイクをご利用いただくようお願いします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

机の上に置かせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

まず、本日の会議の次第でございます。

続きまして資料1、久喜市青少年問題協議会委員名簿。

資料2、記録用紙。

それと、封筒に入っております、幸手警察署様からの資料でございます。

以上4点になります。

資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、お配りした次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

次第の2でございます。

開会にあたりまして、小松会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

小松会長、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

小松会長

皆さんおはようございます。

令和6年1月1日には能登半島地震が起こり、被災地の方々は新しい年を迎えて喜ぶどころか、一瞬にして大変な生活に変わってしまいました。朝起きて、テレビをつけると必ず目に飛び込んでくる映像は、被災地の皆さんの本当に苦労されている生活の様子です。新聞を開けば同じようにたくさんの記事が掲載されています。私たちの住む地域が、今は大丈夫だから良いわけではなく、いつどこでこのような災害が起こるかわかりません。その時に備えて、日頃から対策をしていくことが大切であると思います。私も自分の家の対策を本気で考えなければいけないことを実感しております。

能登半島にお手伝いに行くことはできませんが、ささやかな寄付をさせていただいて、1日も早く復興することを願っております。

本日は第2回久喜市青少年問題協議会です。先ほど事務局からお話ありましたように欠席されている方もいらっしゃいますが、青少年問題について皆さんと情報交換して協議を深めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会（染谷課長）

ありがとうございました。

続きまして、次第の3「議題」に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、久喜市青少年問題協議会条例第8条第1項の規定によりまして、小松会長に議長をお願いしたいと存じます。小松会長、よろしくお願いたします。

3 議 題

(1) 久喜市の青少年問題の現状について

議長（小松会長）

それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いします。着座にて失礼いたします。

では、議題の(1)「久喜市の青少年問題の現状について」、本日は幸手警察署生活安全課長の亀澤委員からお話をいただきます。亀澤委員、よろしくお願いたします。

亀澤委員

皆さん、おはようございます。

遅れましたが、今年もどうぞよろしくお願いたします。幸手警察署生活安全課長の亀澤と申します。

本日は、「地域における子どもの見守り」というテーマでお話をさせていただきます。

私がお配りした資料は、皆さんにお配りした封筒の中に入っているもので全てでございます。資料の確認ですが、「子ども見守りマニュアル」、「ながら防犯 実践マニュアル」、こちらのながら防犯の資料は本日使用しませんが、日々の活動や生活の中で役立てていただければと思います。次に、県警マスコットが印刷された「子供に対する声かけ事案」という令和5年1月から11月までの統計資料です。本来であれば、令和5年中の統計を全てお出しできれば良かったですが、最新版が11月時点のものとなっております。最後に、「PTAを悩ます『当番表』を廃止！」と表記されている印刷資料です。

初めに、本題に入る前に私のことをお話しさせていただきますが、正月は久しぶりの警察署勤務であり1月2日が当直ということで今年は実家の岩手県に帰らずに、埼玉県で過ごさせていただきました。会長からお話があったように能登半島地震や航空機の事故等、非常に波乱の幕開け

であったなと感じております。そのような中でも今年も一生懸命頑張っていければと思います。

本題に入りますが、初めに県警マスコットのポッポくん、ポポ美ちゃんが印刷されている「子供に対する声かけ事案」という統計資料をご覧ください。この資料には声かけ事案のことが記載されています。声かけ事案とは、子どもに対する声かけや追従等、誘拐や性犯罪の前兆と考えられる行為です。資料の全てを説明したいところではありますが、時間の都合もありますので、資料最後の「11 市町村別発生認知件数」をご覧ください。この件数が一番気になるところであり、市町村別でどのように声かけ事案が発生しているのかという資料でございます。久喜市は比較的に上位にあります。私が勤務する警察署のある幸手市は下位にあります。この資料を見て、まずわかることとして、声かけ事案は都市部であるほど多く、田舎に行くほど発生件数は少ないという傾向であります。では、この結果から都市部は危険で田舎は安全かという結論になるかといえば、そうではございません。やはり都市部であるほど声かけ事案を起こす行為者も多ければ、被害の対象となる子どもの人数も多く、田舎であれば行為者も少なく、対象者も少ないです。ですから、田舎であれば子ども1人当たりに対する危険性が下がるということではありません。どこに住んでいても同じような割合で子どもが危険にさらされていると読み取れます。ですから、子どもを犯罪から守る見守り活動は、場所がどこであれ、同じような温度感で臨んでいかなければならず、同じように考えなければいけない問題であると言えます。

では、子どもたちが事件や事故に巻き込まれないために、私たちはどのように活動していけば良いのか考えますと、一番身近な活動としては小学校の登下校における旗振り当番のような見守り活動ではないかと思います。この活動は主要な交差点に保護者や地域のボランティアの方々、交通安全に関する各種団体の方々が、児童を小学校まで安全に送り届け、下校の見守りをするという活動です。多くの場合、保護者の方々の当番制で行っていると推測しますが、この活動については負担が多い等の理由により、近年廃止が進んでいる現状にあるようです。2つ目の資料として、PTAを悩ますという言葉から始まる印刷資料をご確認ください。この資料を読み進めていただければわかりますが、指定された日時に見守りするという当番表を廃止しても、見守り自体は継続しているという内容となっております。特徴として、数例を挙げますと、各月に担当学年を決めて参加を呼びかける、可能な日に可能な場所で対応可能な人が行う、活動をアプリで管理して報告もWebで行う等です。私が住んでいるさいたま市では、当番表による旗振り当番を

今も続けている状況です。今回このような場でお話をさせていただくにあたり、その活動を行っている妻に話を聞いたところ、年に数回であるためさほど負担ではないが、就学児と未就学児を抱えている保護者は大変であろうと話しておりました。年間計画でお知らせされるため忘れてしまう日がある、活動すべきであるとわかっているにもかかわらずやられている感があるという話もありました。この意見が正しいかどうかは別として、活動に参加する皆さんがなるべく負担を感じないように、その仕組みを構築することは重要であると思います。また、地域の指導員やボランティアの皆さんにこの活動に参加いただいておりますが、次の世代にちゃんとバトンタッチができるのか、活動がずっと続いていく制度なのかと考えますと、疑問符が浮かんでしまうという部分もあります。皆さん、ゼロトラストセキュリティという言葉をご存じでしょうか。私の専門分野は、インターネットの分野であり、どうしてもそちらの方に話が寄ってしまいますが、平たく言うと何も信用しないセキュリティということです。何も信用しないと聞くと、何となくネガティブな印象を与えるかもしれませんが、全ての人を信用しないという意味ではないです。自分が行っている活動を組み立てたものに関して、必ず疑いなさいという考え方です。もっとわかりやすく言いますと、今のこの制度がこうなったらどうしようと何層にも分けて、活動がうまく働くかどうかという部分を疑っていくという考え方です。そのような考え方をしていくことによって、どこかの部分で最悪の事態を食い止められるという考え方です。この考え方はインターネットの世界だけでなく、我々が暮らしている現実世界でも引用できると思います、このような考え方で対応していかないと中々難しいのではないかと感じました。この資料に書いてあることは、参加できる時に参加できる場所という考え方であり、全ての交差点、全ての地点に保護者を配置できるということではないようです。そのようなデメリットがありながらも、保護者一人ひとりの活動に対する責任感が生まれた、活動可能な時に参加しているので不満が出ない、PTA役員の事務作業が効率化した、活動結果集計の効率化が図られた等のデメリットを上回るメリットが生まれているようです。今回の事例はPTAの方が中心となって進めた施策とのことですが、人々の生活は時代と共に変化し、社会の制度もそれに対応していく必要があると思います。やらなければならないことだから、決まっていることだから、その理屈も十分理解できますが、その押し付け型のやり方だといずれ機能しなくなってしまい、破綻する可能性が出てきてしまいます。そのような時の対応策を我々も考えていく必要があります。見守り活動の破綻、これは子どもたちの安心・

安全に対する脅威となります。

また、今回ご紹介したこの案件が全ての地域に当てはまり、成功する事例であるとは限りません。わかりやすい例で言いますと、「子ども見守りマニュアル」の7ページにある、ながら見守りというやり方です。このマニュアルは、平均的にこのようなことを実践していけば、安心が確保できるであろうというものです。やり方がわからないという人に対する資料になっていますので平均的なことが記載されていますが、このながら見守りが久喜市や幸手市の全ての地域で当てはまるわけではありません。久喜市は市街地が非常に多いのでながら見守りが機能するようになるとは思いますが、幸手警察署のあるような場所ですとながらで見守ってくれる人もおらず、このやり方はあまり対応できないであろうとなります。時代のニーズや土地柄に合わせた持続可能な方法を、住民一人ひとりが本気になって考える必要があると感じております。

最後に、見守り活動に限らず地域の安全に関する様々な問題の対処に関しましては、我々警察も地域の皆さん、他の行政機関の皆さんと連携して共同して進めていかなければならないものと認識しております。問題点の整理や制度の立案、運営上の問題等が生じたときに、警察による対処やアドバイス、それらが必要な場合にはぜひ積極的にご相談いただけますと幸いです。

私の話は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小松委員）

ありがとうございました。

ただ今、幸手警察署の亀澤委員から事例を交えながらお話いただきましたが、今のお話に関連しながら、委員の皆さん一人ひとりが青少年問題協議会の委員として、昨年10月に開催した第1回の協議会以降にどのように地域を見てきたのか、子どもの健全育成のために大人の一人として何を実践してきたか等、お話ししたいと思っております。事例等をお話ししていただければと思います。それでは、柴崎委員からお願いします。

柴崎委員

子どもたちへの挨拶や見守り等で思いつくことをお話しさせていただきますと、久喜東中学校では年に3回、中学校区の青葉小学校や青毛小学校の先生たちと小中一貫教育の連携モデル「久

喜東夢学園」として学校づくりを行い、先生同士の繋がりを持っています。その中の活動の1つとして、例えば小学校6年生が中学校に進学した際の中学校1年生のギャップを解消することを目的に、小・中学校の先生方との交流、児童・生徒たちの触れ合いの場を形成するために、年に3回の朝の挨拶運動を行っています。これは、小学校6年生の代表の生徒と先生方が朝に本校の校門に来ていただいて中学生の登校に対して、「おはようございます。」と挨拶を交わしています。その反面、私たち東中の生徒代表、主に生徒会本部役員の生徒と可能な限りの教員が青葉小学校・青毛小学校に出向き、子どもたちの登校の様子を見守って挨拶するということを行っております。私の目から見て、小学生の子どもたちに感心する点は、私たちにしっかり目を向けて顔上げて「おはようございます。」って元気に挨拶してくれることで、その姿に本当に感心しています。中学生になると「おはようございます。」って声を出してくれる生徒ももちろんいれば、会釈程度で大人びた生徒もおり、小学生は本当に立派であるなと思います。我々も自分の職場でお互いに声をかけ合っており、声をかけ合いながら子どもたちを教育していくということが子どもたちの健全育成に繋がると思っております。今後も本校と小学校との連携を大切にして、挨拶運動を継続していきたいと考えております。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

続きまして、堀井委員、お願いします。

堀井委員

堀井でございます。いつもお世話になっております。

僕は特段何かを行っていることはないのですが、「子ども110番の家」としてステッカーを貼っております。ステッカーを貼ることでこちらの気持ちも変わってきます。また、気をつけていることの一つとして、夜中であっても家の外の電灯を必ず点けていることです。玄関に明かりがあるということは、やはり安心感があるのではないかと考えています。塾帰りの子どもたちも多く、女性や高齢者も含めて夜遅くに歩いている時に電気が点いている家が多いことは、それだけで安心感があるのではないのでしょうか。近所に8軒ほど家がありますが、そちらの家の方にも

声をかけて、玄関の外や中の明かりをなるべく点けてほしいと伝えているところです。また、近隣住民の中でも僕が高齢ですが、他のお宅の中には小学校1年生になるお子さんが2人おり、来年以降も就学するお子さんがいる等、小さいお子さんが非常に多いです。若い世代が多い地区なので、朝の登校時には外に出て一緒に途中まで歩く等の活動も行っています。そのようなことが少しでも子どもたちの安全に繋がればと思っております。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

では、続いて小林（恵）委員、お願いします。

小林（恵）委員

見守りに関してはあまり役立っておらず申し訳ございませんが、この青少年問題はやはり幅広く問題がございます。前回の協議会では虐待の問題についてお話しがあり、私も本当は様々なことができれば良いのですが、たくさんのご事も中々できないので、私は特に中学生・高校生の性教育を意識しております。性に関わる問題を少しでも減らしてあげたいという観点から、活動しており、先日は鷺宮東中学校からご依頼いただき11月25日に全学年を対象にコーディネーターとして講演会を開催しております。そのような方面から、青少年問題協議会の活動にご協力したいと思っております。地域の方が防犯パトロールベストを着て活動している姿を見て、そのような方がたくさんいることを本当にありがたいと思い、頭が下がります。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

それでは長谷川委員、よろしくお願いします。

長谷川委員

長谷川です。前回の協議会は出席できず申し訳ございませんでした。

私には息子が2人おりますが社会人になっており、小さな子どもたちとの関わりがとても少な

くなっています。子どもたちとの繋がりとして、私は提燈祭りに参加しているので、その際にお囃子の練習等で小学生から高校生の子どもたちと一緒に練習する時が唯一の触れ合いの場です。それ以外では私の通勤時間と子どもたちの登校時間が同じで、通勤時に車で走っていると、お囃子に参加している子どもが私の車を見つけて手を振ってくれます。私に手を振ってくれる子どもたちが少しずつ増えてきており、見守りできているのではないかという印象です。また、私の仕事が訪問看護師であり、久喜市を始め、白岡市や幸手市、杉戸町を車で走っている時に、登下校の子どもたちが元気に楽しそうな姿を良く見かけております。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

続きまして、井上委員、お願いします。

井上委員

保護司の井上と申します。よろしく願いいたします。

私は保護司として、どちらかと言えば刑罰が重く刑期の長い大人を対応していますが、保護司として様々な活動も行っており、地域の青少年育成関係の団体の方々と一緒にパトロールを行っています。私は久喜市の東口に住んでおり、久喜東中学校区や太東中学校学区でパトロール等を行っています。個人としての関わりにおいて、地域の見守りや防犯等の活動の中で例を挙げますと、小学校3年生の子どもが夕方から夜にかけて屋外にいて、座り込んで飲食していたため声かけしたところ、様々な事情がわかりました。その子は集合住宅でお母さんと一緒に暮らしており、お母さんが男の人を家に連れ込み商売していることがわかり、その間、お子さんはずっと外に出されているという状況にありました。私が発見したのですが、ご近所の方からもお話を聞く中でそのような事情がわかり、学校と教育委員会、民生委員さん、専門家の方、私ども保護司を交えて相談しました。結果的にそのお子さんとお母さんは引っ越してしまいましたが、そのような事例等を地域活動の中で発見したこともございます。また、私も小学校・中学校・高校とPTAの本部役員に就いておりました。高校では副会長に就いておりますので、本日午後もしちらに向いてまいります。小・中学校の頃は当番表による旗振りを行っておりましたが、中学校で会長

に就いていた際は当番表を作成しても、個人情報との関係でなぜこのような表を作成するのか等の苦情もあり、様々なことに悩まされました。小学校の頃であれば、保護者も熱心に参加していましたが、中学校になると途端に参加していただけなくなることもありました。そのため、中学校では会長として率先してPTAに諮り、当番表を一度辞めた経緯もあります。そのような経験もあり、自主的に参加していただいた方と地域との連携を始め、学校運営協議会やコミ協の方々との連携をとりながら、地域全体で見守るという形をとりました。市内ではありませんが、昌平高校と太東中学校の自転車通学で重なる地点は1年間に7回事故があり、4人の子どもが救急搬送されております。そのため、その周辺を地域と連携して見守りを実施してまいりました。そのような経験を重ねながら保護者の一人として活動させていただいております。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

続きまして、小林（宏）委員、お願いします。

小林（宏）委員

久喜警察署生活安全課長の小林と申します。

当署の取り組みとして、まずは学校からの要請に基づいて非行防止教室を実施しております。内容については、非行防止として喫煙や飲酒をさせない、万引き等の犯罪に手を染めさせない、SNSの安全利用の呼びかけ等を実施しております。また、先ほどの子どもに対する声かけ事案を認知した際は、警察でパトロールを実施するとともに、メールマガジン等を通じて一般の方々にも防犯ブザーの持ち歩き等の注意喚起を行い、情報提供も行っています。併せて、地域で活動して下さっている防犯ボランティアや自主防犯活動団体の方とも一緒になってパトロール活動を実施して連携を図っております。補導活動について、補導される少年は以前と比べて随分と減少しましたが、まだゼロになったわけではございません。そのため、パトロールを継続して実施しておりますが、深夜にパトロールを実施した際には深夜徘徊している、煙草を吸っている、親に無断で泊まり歩いている等の子を発見します。そのような子を見かけた際には、補導として子ども本人に注意・指導するとともに、保護者にも連絡して補導した状況を説明した上で家庭内で

もよく指導してくださいということをお願いしているところでございます。また、子どもへの虐待や夫婦喧嘩等に関する通報がありましたら、その通報に基づいて現場確認に向かい、そこに子どもがいた際は虐待の事実確認を行います。必要によっては児童相談所へ通告する等の連携を図りながら、子どもの健全育成について取り組んでおります。加えて、学校や保護者等から青少年に関する情報提供・相談等を受理して連携しながら対応しております。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

他にありますか。

尾崎部長

亀澤委員にお伺いいたしますが、いただいた資料の中で子どもに対する声かけ事案について、発生する時間が7時、或いは15時から17時が多いということですが、例えば私たちが発見するにあたって、その行為者はどのような特徴があるのでしょうか。もしわかれば教えていただきたいと思います。

亀澤委員

はい、お答えします。

全てに当てはまるわけではございませんが、幸手警察署で私が勤務している中でこのような特徴があるということで申し上げます。まず、子どもを性的に好きな人は、行為者として特定されるべき人ではあると思います。次に、精神疾患を抱えていらっしゃる方が非常に多く、行為者の半分以上が該当します。そのような方々は、声かけ等の行為を悪いこととして認識していないため、対応に中々苦慮するという面があります。その他として、今の時代に反する昔ながらの高齢の方です。子どもに対する声かけを良いこととして行っているつもりでも、子どもからは脅威に感じてしまうというものです。例えば、知らない人に付いて行ってはいけない、知らない人に挨拶してはいけない等、保護者から教育されている子どもにとって、知らないおじいさんやおばあさんから声をかけられてしまうと恐怖になります。そのため、通報により警察が認知した際、警

察としてはその人がどこの誰かもわからず、もしかすると本当の不審者かもしれないと認定されてしまう悲しいケースもございます。行為者の特徴として変質者、精神疾患を抱えていらっしゃる方、時代を反映した悲しい事例、それらがこの統計には含まれていると思います。以上です。

尾崎部長

ありがとうございます。

議長（小松会長）

久喜市では、小・中学校の連携を密にするために、中学校を母体とする学校運営協議会が設けられています。この会議の構成メンバーは、各校の校長と運営協議会の正副会長で、年4回会議を行っています。会議の内容は各校の運営協議会の情報交換を行い共通する問題点、課題等について話し合います。例えば、あいさつのできない子どもへの働きかけをどのように行うのが良いか、朝食を摂らないで登校していくお子さんへの支援のあり方を等様々ですが、いずれにしても学校と家庭・地域が連携して一人ひとりの子どもの健全な育成が図れるよう協力体制づくりに努めていくことが大切であることを確認し合っていきます。

それでは、次の議題に入ります。

議題の（２）「グループ意見交換」について、事務局から説明をお願いします。

（２）グループ意見交換

事務局

それでは、事務局から説明いたします。子ども未来課の須田と申します。

よろしく願いいたします。

お配りした資料1「久喜市青少年問題協議会委員名簿」をご覧ください。本日は、資料に記載されたグループ欄の番号に分かれてグループで意見交換を行っていただきたいと思います。意見交換の内容について、説明させていただきます。先ほど幸手警察署生活安全課長の亀澤委員からお話いただき、委員の皆さんお一人ずつからもお話しいただいた「地域の見守り」について、各グループにて意見交換をいただきますようお願いいたします。意見交換の時間は20分間とさせ

いただきます。終了後、各グループで出た主な意見について全体で共有する時間を設けます。各グループ3～5分程度でご報告をお願いします。報告される方につきましても、意見交換の時間内に各グループでお一人決めていただきますようお願いいたします。

資料2「記録用紙」につきましては、各自が意見交換を通してお考えいただいた意見についてご記入ください。また、意見交換の中で出てきた事例やキーワード等から、関心を持たれたものがございましたら、併せてご記入くださいますようお願いいたします。次回以降の会議の参考とさせていただきます。記録用紙は会議終了後、机の上に置いてお帰りいただければと思います。終了10分前になりましたら、事務局から声かけをさせていただきます。

以上でございます。

(グループ意見交換)

事務局

それではお時間となりましたので、意見交換を終了してください。

(3) 意見発表

議長 (小松会長)

では、各グループで出た意見について発表いただきたいと思います。グループ1からお願いいたします。

亀澤委員

グループ1で「地域の見守り」について話した内容をご報告いたします。

私自身がお伝えしたい内容については先ほど全てお話をさせていただきましたが、私が話した内容はこのようにすれば良い、あのようになれば理想である等は一切話さず、答えのない話をいたしました。グループ1ではそれを踏まえて意見交換を行いました。やはり答えは出せないものでした。見守りに積極的に参加する方がいなくなった際は、そのために何か仕組みを考えなくてはならないとの話が出ました。では、実際にそのようになった際に人を

動かすためにはどのようなことが必要か考えましたところ、行動することでその人にとってどのような利点があるか、行動しないことでその人に何かペナルティが生じるか、その二つぐらいしか考えられませんでした。では、どのようにすれば良いかということで、ますます迷宮入りしてしまいますが、やはり子どもの見守りというものは地域の治安や子どもに万が一のことがあった際には子どもだけでなく親も不幸になってしまうということを考えますと、行動しないことに対するペナルティは考えれば思いつくのではないのでしょうか。今回、皆さんにお配りした「子ども見守りマニュアル」は皆にとってわかりやすくしたものであり、どこか一方に偏らせて作ったものではないですが、1ページ目の「地域ぐるみで子どもを見守る」については確かに理想であります。皆が子どものことを気にかけてくれれば非常に素晴らしいことですが、よくよく考えてみたところ主体がどこかわからない、ぼやっとした感じになっております。でも、やはり一番考えなくてはいけない存在は自身の子どもの学校等に送り出している保護者ではないのでしょうか。そこから段々に階層があり、輪が広がっていくような形をイメージしてもらえるとわかりやすいと思います。このようにすれば良いという結論は出なかったですが、このマニュアルに記載されている内容が子どもの見守りについて気軽に実施できる方法や、実際に取り組むべきこと等です。それぞれの方が見て、この中から自分でできる範囲内で無理なく実施することが地域で見守りを続けて充実させていく方法であると考えます。

我々のような立場にいる人は、子どもの見守り等をどのようにすれば良いか、地域の治安を良くするためにどのようにすれば良いか等、考え続けていかなければいけません。また、久喜市や幸手市ではあまり感じないことではありますが、当事者意識が欠如している時代であると思います。さいたま市では、これは行政が対応すれば良い、税金を払っているから等の発言をしている保護者もおりました。当事者が本気にならなければ、行政が手助けすることはできません。当事者から問題提起していただかなければ、我々が手を貸すこともできなくなってしまいます。当事者が一番に問題意識を持っていただくことが重要であろうとの話です。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

では、続いてグループ2の発表をお願いします。

井上委員

それではグループ2の発表をさせていただきます。

話している内にテーマが3つほどに分かれました。まず一つ目は年齢や年代による考え方の差についてです。本日、第2話が放映される「不適切にもほどがある」というドラマ番組が正にそのとおりで一目瞭然であります。時代によって昔は良かれと思っていたことが、今では理解されないことが多々あります。例えば、高齢の方が他所の子どもを見て可愛いと思って写真を撮ることが、今となっては子どもからすれば迷惑な話となってしまいます。可愛いからという理由が結果として悪い行為に結びついてしまう事例です。

また、二つ目として先ほどの亀澤委員からのお話にもあったように、疾病により悪いことだと思わずに犯罪を起こしてしまうという例があると思います。そのような事例に対する医療的・福祉的なアプローチを実行すべきであり、難しく永遠のテーマになってしまおうと考えております。例えば、学生時代に不登校となった子が相当数いると思いますが、そのような子を見逃してしまうことで、その子が大人になってから犯罪に手を染めてしまう危険性があります。それを防ぐためにも地域の方々も含めて皆で対応を考えていくことが、地域の見守りとしては大事なのではないかと話をさせていただきました。

三つ目として、亀澤委員からいただいた資料にあった地域の見守りに関連して、PTAについて話しました。昔であれば強制せずとも当たり前のようにPTAに皆が加入していましたが、現在はネット社会の発達もあってPTAのあり方自体が変化しており、入会しなくて良い、PTAに入会する必要がないため退会する等が多くなっております。小学校のPTAでは熱心であったが、中学校・高校になって熱心でないということはその子どもの年齢による違いが大きいです。その他の原因として、苦勞することによって人が繋がっていくということを忘れてしまっていることもあると思います。保護者が連携してPTAで苦勞して1年間活動したことによって、その繋がりの中で将来的に様々な広がりを見せて、見守りや地域の連携に繋がっていくという考え方もあると思います。今はPTAではなく、「親父の会」という組織ができている学校が、市内でも3分の1から半分ぐらいになってきており、お父さんたちの力も重要になってきていると思います。お父さんたちが学校内の剪定活動や壊れた箇所への補修等を通して、夜に飲食しながら地域のことを話し合っていくことで、地域の見守りに繋がっています。お父さんたちが定年退職後も

仲間として地域の中で様々な活動をするきっかけとなることも期待でき、見守りというテーマの中でも重要なものになっていくのではないかというお話もさせていただきました。

先ほど当事者意識が欠如している時代という話もありましたが、必要性を理解していても自分がどうすれば良いかわからない、人任せにすれば良い等の傾向があります。しかし、自分たちで体験して自分たちできっかけを作ることで、その繋がりの中で様々な活動ができるのではないかと考えます。そのような意味でも、地域の見守りを通して子どもの実情を感じ取ることで、自分たちの当事者意識として活動に関わっていけるのではないかと思い、話をまとめさせていただきました。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

では、続いてグループ3の発表をお願いします。

堀井委員

それでは、グループ3の発表をいたします。

最初に柴崎委員から、PTAのパトロール等の現状についてお話をいただきました。提燈祭り等においても昔はPTAや学校が中心となってパトロールを実施してまいりました。しかし、今ではほぼパトロール活動がない現状であるとお話でした。やはり昔と今でPTAの役割も大分変わってきており、PTAのお父さんやお母さんの生活も変わってきているということが大きな理由ではないかと思えます。昔のPTAと言えば、お仕事されていないお母さんが多く、そのお母さんが中心となってPTA活動を行うことが多かったですが、今は共働きが多いため、お母さんだけではなくて、本来であればPTAの半分がお父さん、もう半分がお母さんという配分になっていかないとこれからのPTAは活動していけないのではないかと思います。今のように女性が多いというPTAの形は変わっていかなければいけないのではないかと考えています。

また、保護者が共働きであればどちらかだけでも見守り活動に参加することが非常に難しい現状ではないでしょうか。パトロールや朝の見守り活動について、仕事や義務として捉えること自体があまり良くない傾向ではないかと思えます。パトロール活動している地域の高齢の方

等は、義務で活動しているわけではないです。自発的に活動していると思います。自分の健康のために活動している、自分が住んでいる地域のために活動している、そのことに喜びを感じている等、私たちを始め、地域の人たちがそのように変わっていかねばいけないのではないのでしょうか。そのように変われば地域のパトロール活動に参加している方、同様にPTAに参加している方も自分の楽しみが半分、子どもたちのため若しくは地域のためという思いが半分となります。そのような気持ちで見守り活動やその他様々な活動についても参加していけるような社会を作っていく、自分たちがそのような生活を過ごしていく必要があります。気持的にも、生活的にもある程度の余裕があってこそ、それらの活動に積極的に参加してくれるようになると思います。そのような地域、久喜市を作っていきたいと思っています。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

ご報告いただきました内容について、何かございますか。

共有いただいた内容と、記録用紙に記入いただきましたご意見は、事務局で取りまとめ、希望する方に後日お返しするとともに、久喜市青少年問題協議会条例第2条第2項の規定により、市内関係行政機関に情報提供させていただきます。

それでは、以上で、本日本日予定しておりました議題をすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。これもちまして、議長の任を解かせていただきます。

4 その他

司会（染谷課長）

会長ありがとうございました。

続きまして次第の4「その他」でございます。

委員の皆様から本日の議題を含め、会議全般につきまして何かご質問、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは事務局から2点連絡がございます。

まず、本日の会議録につきまして、事務局で案を作成し、皆様に郵送をさせていただきます。

お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、修正点等ございましたら事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

最後に、次回の会議の日程でございますが、2年間の委員の皆様の会議はこれで一旦終了となります。次回は令和6年8月頃を予定し、新しい任期が始まった後の開催となります。委員の公募については3月頃を予定しており、団体推薦等につきましては、3月または4月頃にご依頼を差し上げますので、引き続きご協力いただければと思います。

事務局からは以上となります。

3 閉 会

司会（染谷課長）

それでは次第の5「閉会」でございます。

閉会の言葉を楠委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

楠委員

一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

本日は令和5年度第2回目の会議でございましたが、皆様のご協力により大変有意義な会議となりました。ありがとうございました。

見守り活動一つにしても、委員の皆さんがそれぞれの活動や生活の中を通じて取り組んでいることやその重要性を改めて認識した次第でございます。

現実的には地域の特性や実情を踏まえて、持続可能にしていくという大きな課題もある中ではございますが、グループ討議の中では有形無形の人の繋がりが持てるという効果のご報告もありましたので、この協議会の意見が今後の久喜市の青少年健全育成に大いに活かされていくことを願う次第でございます。

以上をもちまして令和5年度第2回久喜市青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。

司会（染谷課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回久喜市青少年問題協議会を終了とさせていただきます。

2年間本当にありがとうございました。

お疲れ様でした。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年 2月 27日

小松 智子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。